

○不動産鑑定業 登録申請(新規・更新・登録換え)

提出書類			新規		更新・登録換え		備考
			法人	個人	法人	個人	
☐	1	(第一面) 登録申請書(別記様式第7)	○	○	○	○	※富山県の収入「証」紙 新規登録¥15,600 更新・登録換え¥12,400 貼付(富山県知事登録の場合)
☐	2	(第二面) 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名	○	○	○	○	
☐	3	添付書類(イ) 不動産鑑定業経歴書	○	○	○	○	
☐	4	添付書類(ロ) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名	○	○	○	○	
☐	5	誓約書(法第25条第1号関係)	○	○	○	○	※法人の場合は合計6枚、個人の場合は合計5枚提出
☐	6	“(法第25条第2号関係)	○	○	○	○	
☐	7	“(法第25条第3号関係)	○	○	○	○	
☐	8	“(法第25条第4号関係)	○	○	○	○	
☐	9	“(法第25条第5号関係)	○	○	○	○	
☐	10	“(法第25条各号) ※法人用	○	—	○	—	
☐	11	専任の不動産鑑定士の任命書、辞令又は証明書	○	○	○	○	※申請者が専任の不動産鑑定士を兼務している場合は不要
☐	12	住民票抄本(専任の不動産鑑定士)	○	○	○	○	
☐	13	住民票抄本(登録申請者)	○	○	○	○	※申請者が専任の不動産鑑定士を兼務している場合は不要
☐	14	専任の不動産鑑定士の略歴書	○	○	○	○	
☐	15	登録申請者の略歴書	○	○	○	○	
☐	16	役員の略歴書	○	—	○	—	※法人の場合は監査役を除いた役員全員分について提出
☐	17	定款又は寄付行為(写し)	○	—	○	—	
☐	18	商業登記簿謄本	○	—	○	—	

※公的機関より発行される各種書類(12, 13, 17)は、原則発行日より3ヵ月以内のものを使用してください。

※2 次の場合には、賃貸借契約書等の事務所の所在を確認できる書面の提出が必要です。
 個人:住所外以外の場所に事務所がある場合
 法人:商業登記されていない事務所の場合

※13, 14 住民票については、本籍地の欄に記載があるものの提出が必要です。

※15, 16, 17 申請者・役員が専任の不動産鑑定士を兼ねている場合、両方の略歴書の提出が必要です。

○不動産鑑定業 変更登録(法人)

提出書類			変更区分									備考		
			商号	代表者	役員			事務所			専任の不動産鑑定士		氏名	
				就退任	就任	退任	移転	新設	廃止	就任	退任			
☐	1	不動産鑑定業変更登録申請書(別記様式第9)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
☐	2	誓約書(法第25条第1号関係)		○	○									
☐	3	“(法第25条第2号関係)		○	○									
☐	4	“(法第25条第3号関係)		○	○									
☐	5	“(法第25条第4号関係)		○	○									
☐	6	“(法第25条第5号関係)		○	○									
☐	7	“(法第25条各号) ※法人用		○	○									
☐	8	専任の不動産鑑定士の任命書、辞令又は証明書						○		○				
☐	9	住民票抄本(専任の不動産鑑定士)						○		○				
☐	10	専任の不動産鑑定士の略歴書						○		○				
☐	11	登録申請者の略歴書		○									※新たに就任する者の分	
☐	12	役員の略歴書			○								※新たに就任する者の分	
☐	13	商業登記簿謄本	○	○	○	○	○	△	△				※事務所を登記している場合	
☐	14	戸籍抄本										○	※代表者、役員、専任鑑定士の氏名に変更があった場合	

※各種の公的機関より発行される書類(9, 12, 14)は、原則発行日より3ヵ月以内のものを使用してください。

※13 従たる事務所の新設、移転で、商業登記簿謄本で事務所所在が確認できない場合は、賃貸借契約書(写)等を添付して下さい。

○不動産鑑定業 変更登録(個人)

提出書類			変更区分							備考	
			事務所の 名称	事務所			専任の不動産鑑定士		氏名		
				移転	新設	廃止	就任	退任			
☐	1	不動産鑑定業変更登録申請書(別記様式第9)	○	○	○	○	○	○	○		
☐	2	専任の不動産鑑定士の任命書、辞令又は証明書			○		○				
☐	3	住民票抄本(専任の不動産鑑定士)		○	○		○				
☐	4	専任の不動産鑑定士の略歴書			○		○				
☐	5	戸籍抄本							○	※代表者、専任鑑定士の氏名 に変更があった場合	

※各種の公的機関より発行される書類(3, 6)は、原則発行日より3ヵ月以内のものを使用してください。

※1 事務所の新設、移転については、事務所の所在が確認できる下記の書面を添付してください

- ・登録申請者の住所と事務所所在地が同一の場合：登録申請者の住民票
- ・登録申請者の住所地以外の場所に事務所を設ける場合：賃貸借契約書(写)等

○不動産鑑定業者 廃業等届出書

提出書類			届出理由					備考
			(1)死亡	(2)合併消滅	(3)破産	(4)解散	(5)廃止	
☐	1	廃業等届出書	○	○	○	○	○	
☐	3	添付書類1 死亡の事実が確認できるもの(戸籍抄本など)	○	—	—	—	—	
☐	4	添付書類2 商業登記簿(事実が確認できるもの)	—	○	—	○	—	
☐	5	添付書類3 裁判所の破産手続開始の決定書(写し)	—	—	○	—	—	
☐	6	添付書類4 議事録(廃業する旨の決議)	—	—	—	—	○	※法人の場合